

こども・子育て総合対策室長 様
家庭・青少年支援課長 様
高齢者支援課長 様
地域福祉推進課長 様
障害者支援課長 様
健康対策課長 様
医療課長 様

生活衛生課長

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行
規則の一部改正について

別添公報のとおり、標記規則（以下「レジオネラ規則」という。）を改正し、令和7年3月31日
付けで公布されましたので、関係団体及び各保健所所管課あて周知いただきますようお願いいたします。
改正の内容及び施行期日は下記のとおりです。

なお、公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合、京
都府旅館ホテル生活衛生同業組合、各保健所環境衛生課（衛生課）及び保健環境研究所に対して、
別途通知していることを申し添えます。

記

1 改正の経緯

令和6年12月18日厚生労働省健康・生活衛生局長通知により公衆浴場における水質基準等に関
する指針（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生
等管理要領等について」別添1。以下「厚労省指針」という。）が改正されたことに伴い、所要の改
正を行った。

2 改正の概要

（1）検査項目の改正に伴うもの

【浴槽水の水質基準等（第3条第1項第1号）】

（現行）

項目	検査方法	基準
(略)		
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関 する省令（昭和37年厚生省・ 建設省令第1号）第6条に規 定する方法	1ミリリットル中に1個 以下であること。
レジオネ ラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮 法	100ミリリットルの検水 で形成される集落数が10 未満であること。

（改正後）

項目	検査方法	基準
(略)		
大腸菌	特定酵素基質寒天培地を用い た平板培養法（混釈平板法）	1ミリリットル中に1コ ロニー形成単位以下であ ること。
レジオネ ラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮 法	100ミリリットル中に10 コロニー形成単位 未満であること。

【水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水の水質基準等（第3条第1項第2号）】

(現行)

項目	検査方法	基準
(略)		
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

(改正後)

項目	検査方法	基準
(略)		
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100ミリリットル中に10コロニー形成単位未満であること。

ア 項目

浴槽湯水の水質基準等に定める検査項目のうち「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

イ 検査方法

現行のレジオネラ規則における大腸菌群の検査方法は、厚労省指針に基づき下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条を引用しているところ、厚労省指針の改正においてはこの定め方に変更はないが、同省令には試料の希釈倍率や培地の調製方法など詳細な事項まで定められており、レジオネラ規則の他の検査項目では検査法の名称しか規定していない（それぞれについて、別途国による詳細の定めは存在する。）ことに鑑み、今般の大腸菌への検査項目の変更を契機に、他の検査項目の規定と同じく検査法の名称のみを定めることとし、「特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混積平板法）（※）」に改める。

※本名称は、同省令の改正に際して国土交通省が発出した事務連絡において記載されている検査法の名称であり、改正後の厚労省指針に規定する検査方法と異なる方法とするものではない。

ウ 基準

改正後の大腸菌の検査方法について、菌数を直接計測するのではなく試料を培養して形成されたコロニーの数を計測するところ、厚労省指針ではコロニーの数を表す単位の表記として従来の慣習を踏まえ現行の大腸菌群の基準と同じ「1個/mL」としているが、レジオネラ規則ではコロニーの数を表す単位の表記として一般的に用いられる「コロニー形成単位」を使用することとして改正を行う。

併せて、同様にコロニーの数を計測するレジオネラ属菌の基準についても、単位を現行の規定と同じものを指す「コロニー形成単位」に統一する。

※民間検査機関からは、厚労省指針と異なる単位で検査結果を発出することは困難との回答があったが、厚労省指針における「個」は表記が異なるだけで「コロニー形成単位」と同一の単位である旨厚労省に確認しており、したがって、検査結果が「個」で示されたとしても、また、当該検査結果をもとに行政指導や行政処分を行ったとしても、レジオネラ規則に反しない。

(2) その他規定整備

3 施行期日

令和7年4月1日

担当	生活衛生課 生活営業係 Tel:075-414-4761
----	------------------------------------